

## 令和4年度インフルエンザ等予防接種助成実施要領

- 1 主催  
一般財団法人 静岡県教職員互助組合
- 2 目的  
インフルエンザワクチン等の接種を促進し、健康管理と感染予防及び接種費用の経済的負担を軽減する。
- 3 対象者（資格）  
助成の対象となる予防接種を受けた日に現職組合員である者
- 4 助成内容  
現職組合員が助成の対象となる予防接種を受けた場合は、当年度につき1回、費用を助成する。  
助成額は、接種費用の合計額とし、2,000円を限度とする。  
【注1】1年度につき1回の請求に限る。  
【注2】健康保険適用の接種費用は、助成対象外とする。
- 5 助成の対象となる予防接種
  - (1) インフルエンザ
  - (2) おたふくかぜ
  - (3) 麻しん
  - (4) 風しん※ 接種費用の助成を行っている自治体もあるため、居住の自治体における助成事業を確認する。
- 6 予防接種の期間及び請求期限  
令和4年4月1日から、令和5年1月31日まで（必着）
- 7 医療機関  
助成の対象となる予防接種を実施している医療機関
- 8 助成方法
  - (1) 助成の対象となる予防接種を実施している医療機関にて予防接種を受ける。
  - (2) 医療機関の窓口で、予防接種料金を支払い、請求に必要な事項が記載された領収書を受け取る。

【領収書に係る注意事項】  
領収書に、次の事項が全て記載されていることを確認すること。  
①組合員氏名 ②接種日 ③接種した予防接種名の記述 ④金額  
⑤医療機関名と印（①～⑤まで電算で記載されている場合、印は省略可）

(3) 互助組合ホームページ掲載の請求書を WEB 入力 (PC、スマートフォン等) し、印刷する。領収書 (コピー可) を添付し、所属所を經由して互助組合へ提出する。

※「インフルエンザ等予防接種助成金請求書」は、互助組合ホームページ「様式集ダウンロード」に掲載しています。

【送付先】 一般財団法人静岡県教職員互助組合 生涯福祉係 宛  
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12

(4) 互助組合は、毎月月末 (到着) までに受け付けたインフルエンザ等予防接種助成金請求書について、翌々月 25 日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日) に療養費等の給付金口座へ送金する。

## 9 助成通知

療養費等の「給付金明細書」に記載して通知する。

## 10 問い合わせ先

一般財団法人静岡県教職員互助組合 生涯福祉係  
TEL : 054-254-3626